

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月27日

【会社名】 株式会社 北川鉄工所

【英訳名】 KITAGAWA IRON WORKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北川 祐治

【最高財務責任者の役職氏名】 -

【本店の所在の場所】 広島県府中市元町77番地の1

【縦覧に供する場所】 株式会社北川鉄工所 東京事業所
(東京都台東区元浅草二丁目6番6号)

株式会社北川鉄工所 名古屋支店
(名古屋市中川区高畑一丁目238番地)

株式会社北川鉄工所 大阪支店
(大阪市住之江区北加賀屋三丁目2番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長北川祐治は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社(以下「当社グループ」という。)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会 平成19年2月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務諸表全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係るプロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO., LTD. の2社を評価対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続きを実施し、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。評価対象範囲の決定にあたってはその重要性の判断基準として、連結子会社については売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき連結売上高の概ね95%の範囲に含まれる会社とし、持分法適用会社については税引前当期純利益の当社持分相当額が税金等調整前当期純利益の概ね5%(絶対値)を超える規模の会社としております。その結果、連結子会社5社(北川冷機株式会社他4社)及び持分法適用会社4社(KITAGAWA EUROPE LTD.他3社)については財務報告に対する影響が僅少な会社であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、事業拠点の単位を会社単位と定義し、「重要な事業拠点」として当社1社を評価対象といたしました。評価対象範囲の決定にあたってはその重要性の判断基準として、各事業拠点の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね3分の2の範囲に含まれる事業拠点としております。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載が発生する可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスと捉え、当社の決算業務プロセスの一部を評価対象プロセスに追加しております。

なお、上記の全社的な内部統制の評価範囲及び業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結会計年度初めに前連結会計年度以前3連結会計年度の平均実績金額をもとに評価範囲を判定し、連結会計年度末に当連結会計年度の実績金額で、最終的にその妥当性を検証しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役北川祐治は当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。